

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年6月20日ロボ・ジャパン
(円投資型) / (米ドル投資型)

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年4月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：78兆0130億円（2026年3月31日現在）

この目論見書により行なうロボ・ジャパン（円投資型）/（米ドル投資型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月19日に関東財務局長に提出しており、2026年6月20日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

■ 円投資型

わが国の株式を実質的な主要投資対象※とします。

■ 米ドル投資型

わが国の株式を実質的な主要投資対象※とし、選択権付き為替予約取引等の外国為替に関するデリバティブ取引を主要取引対象とします。

- ・株価指数先物取引および外国為替予約取引等を活用する場合、短期有価証券ならびに短期金融商品等に投資する場合があります。

※「実質的な主要投資対象」とは、「ロボ・ジャパン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

ファンドは、円建て資産について為替取引を行なわない「円投資型」と、円建て資産について、選択権付き為替予約取引等の外国為替に関するデリバティブ取引を活用し、米ドルへの投資効果を追求する「米ドル投資型」があります。

- 銘柄の選定にあたっては、わが国の株式の中から、産業用・サービス用等のロボットの製造、あるいは部品やソフトウェア等の関連技術に携わり今後の活躍が期待できる企業、また、ロボットおよび関連技術を活用することでビジネスの拡大・効率化が期待できる企業に着目します。

※当面は、ロボット、自動運転およびAI（人工知能）・IoT（モノのインターネット化）等の優れた技術を有し、今後の活躍が期待できる企業、ならびにこれら企業の技術革新や産業構造の変革に伴う生活スタイルの変化により恩恵を受けてビジネスやサービスの拡大・効率化が期待できるインフラ・サービス等に関わる企業に注目します。

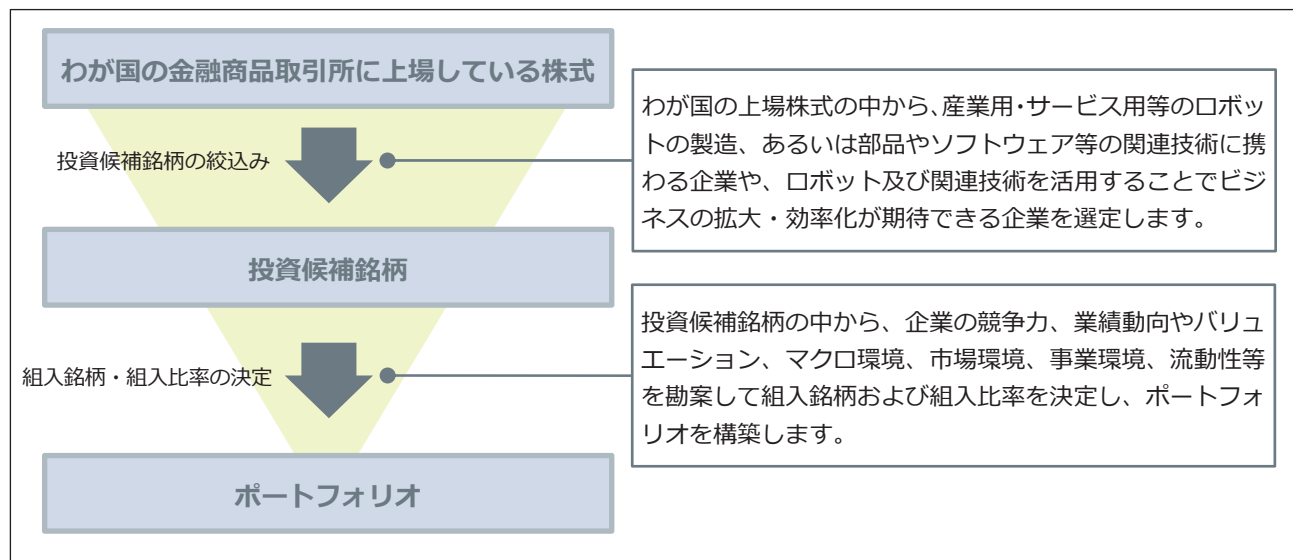
* 当ファンドにおいて、ファンド名称にある「ロボ」とは、ロボットのことを指し、人間のサポートあるいは人間の代替として様々な課題に対するソリューションを提供する手段をいいます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、企業の競争力および業績動向やバリュエーション等を総合的に勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。



ファンドの目的・特色

■ ポートフォリオの構築プロセス ■



* 上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ 円投資型

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

■ 米ドル投資型

- 円建て資産について、選択権付き為替予約取引等の外国為替に関するデリバティブ取引を活用し、米ドルへの投資効果を追求します。なお、外国為替予約取引等を活用する場合があります。
- ・ 信託財産の純資産総額に対する米ドルのエクスポージャーの比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 株式の実質的なエクスポージャーを高位に保つため、株価指数先物取引を活用する場合があります。

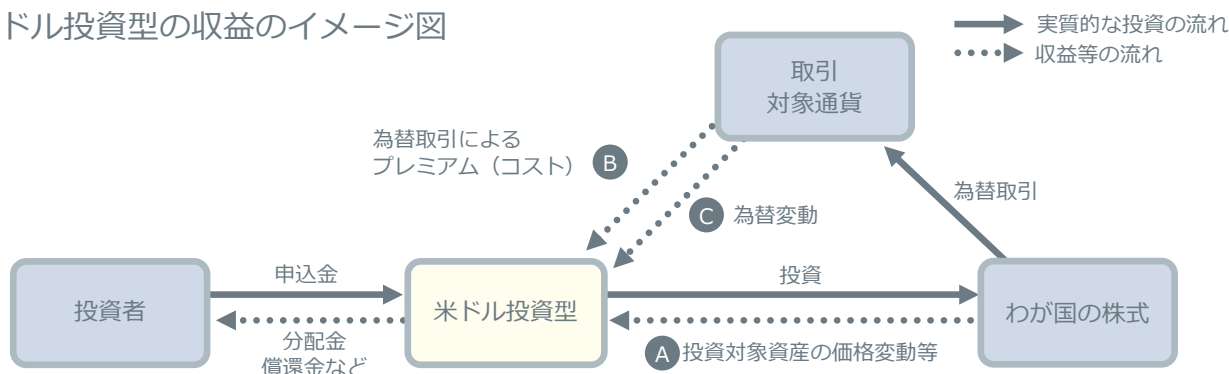


ファンドの目的・特色

■ ロボ・ジャパン（米ドル投資型）の収益のイメージ ■

- 米ドル投資型は、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

米ドル投資型の収益のイメージ図



※為替取引とは選択権付き為替予約取引等の外国為替に関するデリバティブ取引および外国為替予約取引等を指します。

- 米ドル投資型の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。（括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。）

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）} + \text{為替取引によるプレミアム（コスト）} + \text{為替差益（差損）}$$

収益を得られるケース 損失やコストが発生するケース	株式価格の上昇 株式価格の下落	取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利	円に対して取引対象通貨高
		プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 コスト（金利差相当分の費用）の発生	為替差益の発生 為替差損の発生
		取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利	円に対して取引対象通貨安

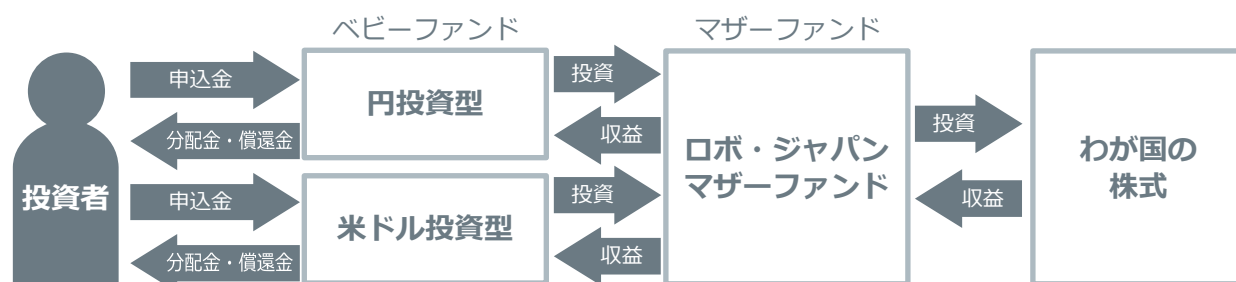
※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム／コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



スイッチング

「円投資型」「米ドル投資型」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

主な投資制限

円投資型

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

米ドル投資型

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。



ファンドの目的・特色

分配の方針

原則、毎年3月および9月の23日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは、特定のテーマに絞った株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。
為替変動リスク	米ドル投資型は、選択権付き為替予約取引等の外国為替に関するデリバティブ取引を活用しますので、為替変動の影響を受けます。また、米ドル金利が円金利より低い場合、その金利差相当分が、基準価額の下落要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。



投資リスク

●米ドル投資型に関する留意点

- ・ファンドは、主に以下の要因等により、目標とする投資成果が達成できない場合があります。
 - ・市場の大幅な変動や流動性の低下等により、選択権付き為替予約取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
 - ・取引を行なう為替市場において取引規制が行なわれた場合
 - ・運用資金が少額、または、設定・解約などにより大幅な増減があった場合
 - ・選択権付き為替予約取引の値動きと円から見た米ドルの値動きが一致しない場合
- ・ファンドは、取引を行なう為替市場における規制等により商品性の維持が困難であると委託会社が判断した場合、信託期間終了前でも償還となる場合があります。
- ・市場環境、ファンドの資金動向等によっては、ファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金のお申込みの受付を停止する場合があります。
- ・店頭デリバティブ取引に関して、将来、国際的に規制の強化等が予定されています。ファンドが活用する選択権付き為替予約取引が当該規制強化等の対象取引となり、かつ、当該取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合、当該現金等を資産の一部として追加的に保有することとなります。その場合、ファンドの実質的な株式のエクスポージャーが下がり、エクスポージャーを高位とした場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な株式のエクスポージャーを高位とした場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

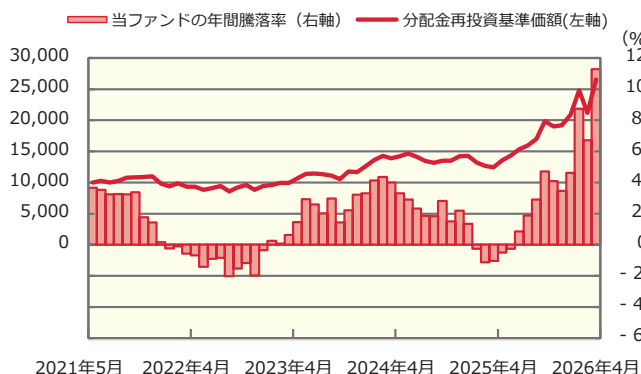


投資リスク

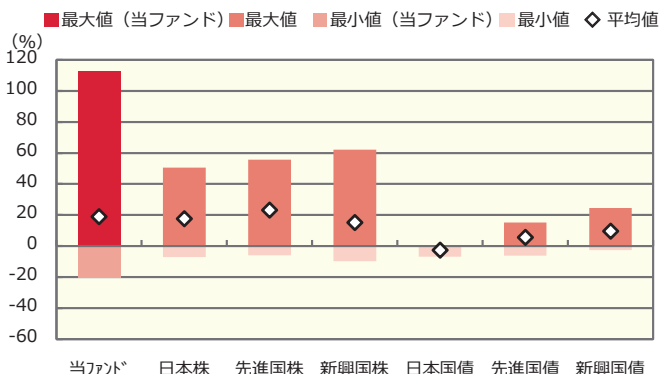
■ リスクの定量的比較 (2021年5月末～2026年4月末：月次)

■ 円投資型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



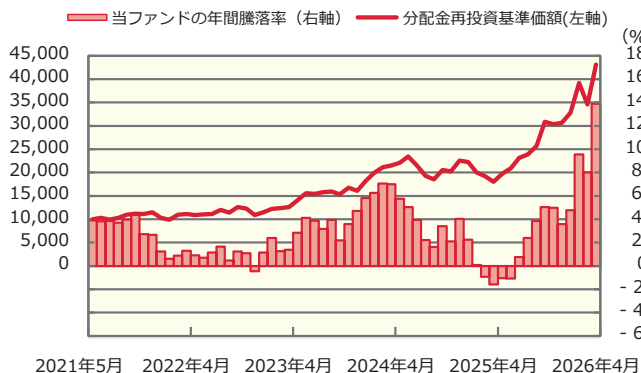
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	112.9	50.5	55.7	62.1	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	△ 20.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	18.9	17.6	23.2	15.3	△ 2.7	5.5	9.6

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

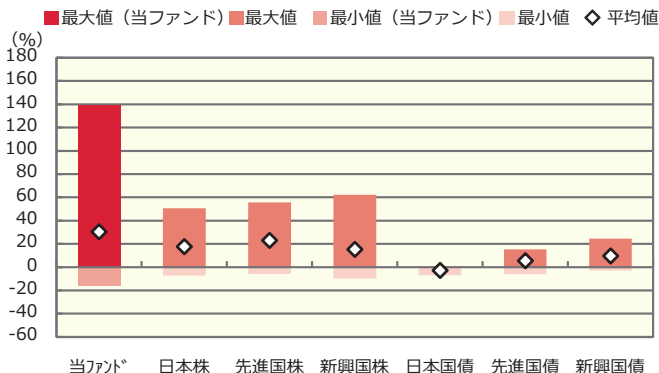
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 米ドル投資型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	138.9	50.5	55.7	62.1	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	△ 16.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	30.6	17.6	23.2	15.3	△ 2.7	5.5	9.6

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

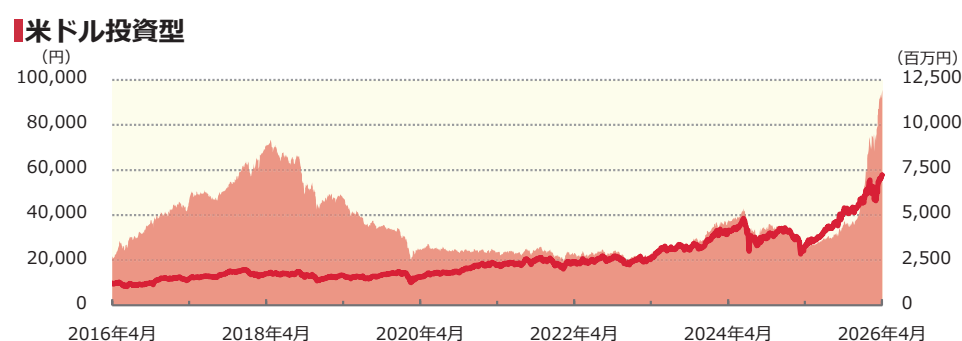
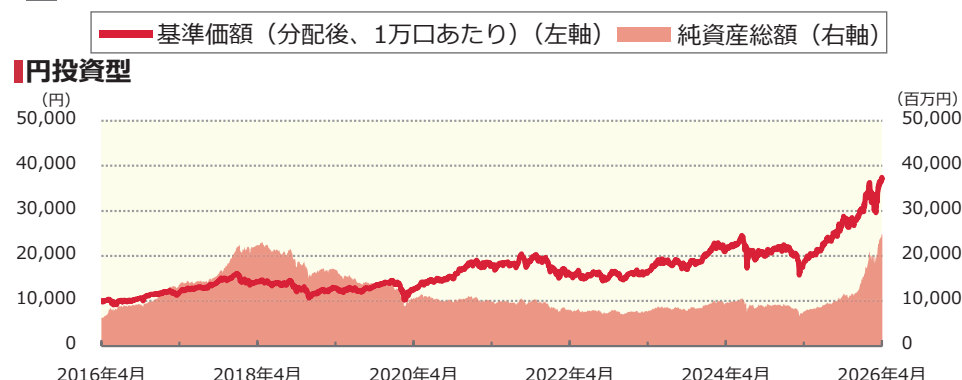
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPIS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2026年4月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 円投資型	
2026年3月	1,190 円
2025年9月	760 円
2025年3月	510 円
2024年9月	490 円
2024年3月	590 円
設定来累計	7,070 円

■ 米ドル投資型	
2026年3月	2,130 円
2025年9月	1,330 円
2025年3月	970 円
2024年9月	890 円
2024年3月	1,060 円
設定来累計	10,790 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	
			円投資型	米ドル投資型
1	古河電気工業	非鉄金属	6.6	5.9
2	村田製作所	電気機器	5.7	5.1
3	フジクラ	非鉄金属	5.2	4.7
4	ファナック	電気機器	5.0	4.5
5	S M C	機械	4.5	4.0
6	N T T	情報・通信業	3.9	3.5
7	東京エレクトロン	電気機器	3.8	3.4
8	日本製鋼所	機械	2.9	2.6
9	ディスコ	機械	2.9	2.6
10	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.7	2.4

実質的な業種別投資比率 (上位)

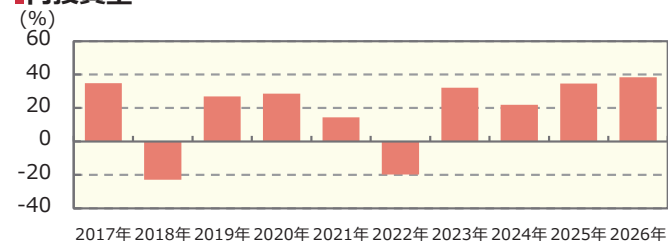
順位	業種	投資比率 (%)	
		円投資型	米ドル投資型
1	電気機器	33.7	30.1
2	機械	20.6	18.4
3	非鉄金属	15.8	14.1
4	情報・通信業	6.6	5.9
5	ガラス・土石製品	4.4	3.9



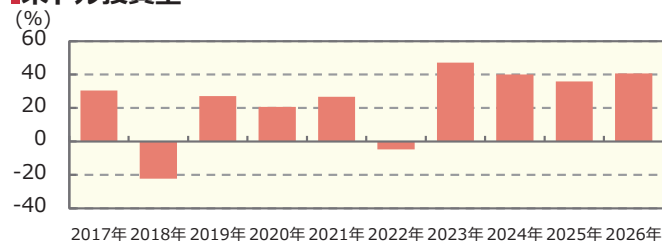
運用実績 (2026年4月30日現在)

年間収益率の推移 (暦年ベース)

円投資型



米ドル投資型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 （購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

換 金 単 位	1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2026年6月20日から2027年6月18日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「円投資型」「米ドル投資型」間でスイッチングができます。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。

信 託 期 間	2031年3月24日まで（2016年4月1日設定）
繰 上 償 還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。また、「米ドル投資型」は、取引を行なう為替市場における規制等により商品性の維持が困難となった場合は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年3月および9月の23日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、5000億円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 「円投資型」は配当控除の適用が可能です。なお、「米ドル投資型」は配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 ＊上記は2026年4月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



######



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記は2026年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円投資型	1.59	1.59	0.00
米ドル投資型	1.61	1.61	0.00

（2025年9月25日～2026年3月23日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * 円投資型のその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、米ドル投資型のその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。